

清水庵原球場のプロ野球新球団本拠地化の推進に係る基本方針について

- 1 本市は、貴社ご提案の「清水庵原球場のプロ野球新球団本拠地化」について、次の㉗から㉞を踏まえた上で、本市の生活文化・経済面での持続的発展を図り得るプロ野球新球団の創設を目指す貴社の『挑戦』を全面支援する。
 - ㉗ 関係法令・計画・協定等
 - ㉘ 市民・企業・他スポーツチーム等との公平性保持
 - ㉙ 地元住民・野球団体・経済界・県・周辺自治体等関係者との連携
 - ㉞ 経費を伴う事案は、原則として財源（企業版ふるさと納税等）を確保・活用

- 2 本市は、当該本拠地化の推進に向け、次の①から⑧に掲げる各項目の対応を行う。

なお、各項目の具体的な内容は、今後の市民・関係者との調整や、NPBが示すファームリーグ参加球団の公募条件等を踏まえ、決定していく。

 - ① 市民の「観る」スポーツの機会や交流人口の増大に向け、また、NPBファームリーグの日程編成や公式戦開催が円滑に行えるよう、地元野球団体との調整を十分に行った上で、新球団のホームゲーム（年間70試合）の利用を確保する。加えて、県内他球場でホームゲームを開催する場合には、それらの球場を所有する県や市との調整を仲介する。更に、練習会場についても、地元野球団体との調整の上で、西ヶ谷球場や三保貝島スポーツ広場等の利用も最大限に確保する。
 - ② 市民が新球団のホームゲームを最大限に楽しみ、また、地域商業の振興等も図られるよう、売店ブース・キッチンカー・広告看板の設置等の、興行開催に係る各種施設利用について、最大限に許可を行う。
 - ③ SDGsの理念に基づき、現在の清水庵原球場の施設機能を最大限に活用することを基本とした上で、地域影響（市民の施設利用の減少や、球場周辺の交通問題等）への対策やプロ野球仕様への機能向上等の必要性に応じて、球場の増改築等の施設整備を検討する。
 - ④ 本市の「心の公共財」となる新球団が、地域で安定的かつ永続的に存続し活動して行く下支えとして、清水庵原球場のネーミングライツの導入に向けた調整等を行う。
 - ⑤ 新球団が地域に根付き、また、充実した選手育成環境を整えられるよう、新球団の関連施設（屋内練習場・選手寮・事務所等）の確保に向けて、最大限に協力する。
 - ⑥ 新球団をはじめとした貴グループ各社固有の価値・魅力を地域で発揮していただくよう、包括連携協定を締結し、先進的で多彩な事業を連携して実施する。
 - ⑦ 当該本拠地化に伴う地域影響が懸念される場合には、貴社に対し、地域の一員かつ興行主催者の責務として、当該影響への十分な配慮と対応を行うよう要請するとともに、必要な協力や連携した取組を最大限に行う。
 - ⑧ その他、当該本拠地化に必要な対応等を適宜実施する。

- 3 上記1及び2の着実な推進に向け、令和5年度に観光交流文化局スポーツ交流課内に「プロ野球球団創設推進室」を設置し、正規職員3名を専従させる組織強化を図った上で、全庁を挙げて当該本拠地化の実現を目指す。

以上